

トピックス

1. 播州日誌

2. キャリアアップ助成金



福留経営労務管理事務所

姫路龍馬会

社会保険労務士・行政書士

福留章

龍馬通信

No. 96

2026年2月号

立春～雨水の候 人生の季節

節分は 季節の 分水嶺
鬼を追い 豆をまいて
魔(ま)を 滅(め)つする
次の日が 「立春」
旧暦では 1年の始まり
そして季節は 春
「立春大吉」と書いてみる
全ての文字が 左右対称
読みといい 音といい
文字通り 春の息吹
厳しい寒さの中で
ほんのりと薫る 春の風
北風から 東の風に
春待ち人のところに
優しく 触れていく

寒さが 厳しければ厳しい程
待ち遠しい春の到来

陽だまりの 暖かさは
凍えた体を 和ませる

洗濯ものの 取り入れ
ふと感じる 太陽のぬくもり

日照の ありがたきは
何にも代えがたく
神々しくも 心のひだに
沁みとおる

微かな春の兆しを感じる
ささやかな しあわせ
人生も かくありたいと
しみじみ思う
おぎゃーと生まれて始まる
苦難の人生

人生にも季節がある

誕生 青春 朱夏 白秋 玄冬

無心に遊んだ 幼き頃の春の色
人恋しさに 燃えた夏の景色
全てのことに限りがあることを知った
秋の夕暮れ
白黒の写真 セピア色の思い出
やがて 自分の衰えを知る
冬を迎える
笑顔で 澄んだ心で
消化試合をこなす季節

人生にも季節がある

誰もが通る道
誰もが見る世界





播州日誌

総選挙

真冬の短期決戦。第 51 回衆議院選挙。1 月 23 日通常国会開会の冒頭、天下の宝刀が一閃して解散となった。与党議員席では万歳三唱。これはいったい何だろう。解散が宣言されると同時に、先生方もただの人になる。やけくその万歳なのかもしれない。時期に問題があるにせよ高市総理の並々ならぬ決意に、ポンと膝を打った人も多いに違いない。

政界はめまぐるしく動き「中道改革連合」なる政党が突然出現した。立憲民主党と公明党の合流によるもの。基本政策にかなり隔たりがあったと思うが、立憲が公明にすりよった形だ。いわば立憲民主党が、現実路線に舵を切ったという感じ。

急転直下の解散と言ひ、新党の結成と言ひ裏にはお家の都合と党利党略が渦巻いている。地方自治体を始め国民の迷惑はあまり考慮されないと云わざるを得ない。雪国では直近の大雪でポスターの掲示板が通常の 3 割程度しか設置できないという。

各党の選挙公約も出そろった感じだが、一党を除いては全て消費税の一部廃止とか全部廃止など消費税減税を公約の一番に挙げている。これでは政策論争の争点にもなりえない。食料部分の 2 年間とか同じく恒久廃止など内容や財源には各党で相当の溝がある。令和 8 年度の本予算は 3 月末までの成立が不可能と言われている。一般に国民生活に多大の負担を強いることになる事など念頭にないようだ。予算が年度内に成立しないと云々という形、事の大小はともかく国民生活に影響が及び。予算成立後の解散が妥当ではなかったかと思う。

難しい選挙戦になる。それに記録的な短期決戦。各党がしのぎを削っての選挙戦になると思うが結果はどうだろう。少なくとも党利党略のみに陥っては政党の致命傷になりかねない。

民主主義が死ぬか生きるか。まさに民主主義国家の日本が、その存在意義が試される選挙になる。とにかく選挙に行こう。どうしても書けないなら白票を投じるのも一案だ。得票率も大事だが、民主主義においては投票率が成否のカギを握る。どこかの市長の学歴詐称の出直し選挙。幸いにも当の市長は落選となったが、投票率 20 数%とか。地元市民の良心を疑う。参政権は 1 日にしてなったものではない。婦人参政権は長年にわたる悪戦苦闘、血と汗と涙で獲得した貴重なものである。選挙権の行使は国民の権利でありまた義務でもあると思う

2026. 1. 29



技能実習生の面接

事業主（実習実施者）からのオファーを受けて、送り出し機関に求人票を提出後、応募者が求人数の 2~3 倍になると面接日の日程調整となる。現地面接又はリモート或いはその両方という事になる。今回はアルミサッシの製作会社と同じグループの梱包会社で、それぞれ 2 名ずつ 4 人の求人。社長とベトナム人の社員 1 名は前日のフライトで現地入り、2 日目面接 3 日目が本人及びその家族との面談の日となる。

受け入れ側は現地面接で 2 名、リモートで会社のスタッフ 2 名と受け入れ機関の 2 名さらに自宅からもう 1 名の参加で合計 7 名でのハイブリッド面接。事前に簡単な実技試験と計算問題は済ませ

ていて、履歴書とともに成績のデータが届いている。

さて現地時間 9 時に面接開始（日本時間同 11 時）。もうすでに 6 名の技能実習生を入れているとはいえ、新規の人の面接は面接する側も緊張している。しかもリモートの場合は空気感がないので余計に神経を使う。

多人数の為 3 人ずつの集団面接。候補者の自己紹介に始まり、社長が中心になっていくつかの質問をする。求職の動機、日本を選んだ理由、日本で働く目的、在日の友人知人の有無、観光したいところ、かなり念入りに質問する。通訳をはさむので時間はかかるが、基本即決採用の為慎重に時間をかける。答えを聞く中で本人の日本語能力を確かめる。個人差はあるが面接時点では「初めまして、私は〇〇です。」と言った挨拶がやつの状態が多い。従って採用が決まれば現地で 4 か月の日本語学習などがあり、その後来日して 1 か月の「入国後研修」があって、それぞれの事業所に配属となる。

候補者たちの緊張感は相当なもので、ピンとした空気の中で質問が続く。いくらか事前に研修を受けているようで大体答えは模範的で同じような答えが多い。日本で行きたいところは、富士山、姫路城、東京などなど。預貯金の目標は 5 年で大体 300 万円で、将来の夢は、家族を楽にしたい、起業したい、日系企業で働きたいが上位を占める。為替の関係でベトナムでは日本円の約 5 倍の価値があり、300 万円と言えば相当な金額だ。人選は彼らの人生を左右すると言って過言ではない。面接中ずっと顔を上げ、笑顔のいい人が高評価を受ける。面接後の採用を決める作業は難航する。長い時間をかけて、即決で採用 4 人と補欠 1 名を決める。

採用となった人の喜びは半端なものではない。宝くじが当たったようなもので飛び跳ねて喜びを現すものもある。反対に不採用となったものの落胆ぶりもすごい。新しい仲間を得たことに感動するとともに、落ちた人への同情も大きい。心を鬼にして結果を出さなければならない。

2 社分 4 名の採用が決まってほっと一息。しかしこの後彼らには研修と、遠く離れた日本で働くといった大きな試練が待っている。彼らの未来に栄光あれと、祈るばかりだ。彼らのお世話をする受入機関としては、彼らに寄り添い精一杯支援することになります。



2026. 1. 30

❄️ 福留事務所のみんなにあれこれ聞いてみよう！ ❄️



- ① 防寒対策
- ② 最近の出来事



福留先生

1. 部屋をあらかじめ暖めておく。朝もベッドからリモコンで暖房を入れて部屋のある程度暖かくなったところで起床
2. 一人鍋にこっています。食材を少し足して豪華版にする。もつ鍋、キムチ鍋、寄せ鍋などなど。何しろ後片付けが簡単なのが良い



康博さん

1. 加湿器を併用して体感温度上げてます
2. コンビニのレジ横の肉まんの誘惑。
2月は負けてしまう気がします（笑）



江平

1. 『仙骨にカイロを貼ると全身ポカポカになる』という記事を見て、ミニカイロを貼っています。
2. 娘たちとのシール帳ブーム、まだまだ続いています!! ついに 3 冊目♡ 同世代ママさんならわかってもらえますか?? 😊



松本

1. 最近はまだでこたつ靴下とユニクロの極暖タイツを履いて過ごしてます 🧣
2. 子供とディズニー+でディズニー映画をひたすら観てます 🍿

キャリアアップ助成金 ～ 再提出の必要な事業主様 ～

令和7年7月、新しく短時間労働者労働時間延長支援コースが誕生しました。内容は現行の社会保険適用時処遇改善コースと瓜二つです。これに伴い、現行の社会保険適用時処遇改善コースは令和8年3月31日で終了となります。（具体的な変更点は下記にまとめております。）

こちらの助成金を利用、もしくはご検討中の事業所様で、既に現段階で社会保険適用時処遇改善コースの計画書を提出済みの事業主様は、切り替え申請が可能ですのでご安心ください。また令和8年4月からにつきましては計画書の変更届の提出が必要になってくるかと思っておりますので、順次手続きを進めているところです。

労働局から事業所へ新しい計画書（変更届）が届きましたら、当事務所までご連絡をお願い致します。

《社会保険適用時処遇改善コース》

週所定労働時間の延長	賃金の引き上げ率	中小企業	大企業
4時間以上	—	30万円	22.5万円
3時間以上	5%以上		
4時間未満			
2時間以上	10%以上		
3時間未満			
1時間以上	15%以上		
2時間未満			

⇒

《短時間労働者労働時間延長支援コース》

週所定労働時間の延長	賃金の引き上げ率	小規模企業※	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上	5%以上			
5時間未満				
3時間以上	10%以上			
4時間未満				
2時間以上	15%以上			
3時間未満				

※常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します

《具体的な助成金の利用例》

（転換前）週4日程度勤務、1日5時間、時給1,120円で働いているAさん
週の所定労働時間は20時間、社会保険未加入、雇用保険のみ加入

（転換後）週5日勤務、1日7時間、時給は変わらず1,120円のまま
週の所定労働時間は35時間となるため社会保険に加入

⇒上記のような契約変更であれば、週所定労働時間4時間以上の延長をクリアしているので賃金増額要件にも引っ掛かることなく助成金を受け取ることができます。比較対象は延長前6カ月の週平均実労働時間と延長後6カ月の契約での所定労働時間です。契約変更後、多少の時給アップがある方が安心です。

大きな変更点としては、転換後1年以内に更に週所定労働時間を延長した場合や、基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用をされた場合に追加の助成金が支給される仕組みに変わりました！



週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
週所定労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	—	—	—

*上記のAさんの場合、社会保険加入後から1年以内に時給が1,180円になれば、2回目の申請が可能です！